

# 講座 I 組合運営の基本1

---

- ③ 勤務時間中の組合活動  
(手引き第1章-Ⅲ)

# 1. 勤務時間中の組合活動(ながら条例)

## 原則

職員は「職務専念義務」(地公法35条)が課せられ、勤務時間中に職務以外の活動を行うことができない。

## ただし… <例外① ながら条例>

「ながら条例」:正式には、「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」という

条例で定めた場合は給与を受けながら勤務時間中に職員団体のための活動を行うことが可能(地公法55条の2-6項)  
⇒自治体は条例で、給与を受けながら職員団体のために活動を行うことができる範囲を規定

### ⚠ 「職員団体のために活動を行うことができる範囲」

(1966.6.21付け自治公一第48号行政局長通知)

- ①地公法55条8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- ②休日及び休日の代休日(特に勤務を命じられた場合を除く)
- ③年次有給休暇ならびに休職の期間

### 「適法な交渉」…

- ①交渉事項が適法なものであること(55条1項)
  - ②団体協約の締結を要求するものでないこと(同2項)
  - ③交渉事項が管理運営事項に該当しないこと(同3項)
  - ④交渉当事者適格を有する当局を交渉相手とすること(同4項)
  - ⑤必要事項につき、あらかじめ予備交渉を行い、そこで取り決めてから行うこと(同5項)
  - ⑥他の職員の職務の執行、事務の正常な運営を妨げるなど交渉打切り要件に該当しないこと(同7項)
- ⇒本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる(同8項)

### 給与減額の対象外となる範囲

(1966.6.21付け自治省公務員課決定)

ア)「適法な交渉」には、「予備交渉」は含まれない  
イ)しかし、「適法な交渉」を行う場合には給与減額の対象としない旨の解釈として、適法な交渉に付随する行為は含まれる

ウ) 適法な交渉に入る前の20分～30分程度の時間あるいは「予備交渉」がその趣旨に従って運営される限り、給与減額の対象とならない

解釈

### 交渉委員の移動時間の取扱い

交渉委員の勤務場所が散らばっている場合は、交通機関などの関係で交渉開始時間に一齐に集合することの困難さや、多少早めに交渉場所に集まって事前打ち合わせなどの準備をする必要などの関係もあり、常識で見て交渉に当然付随するものと認められる限度では、交渉の時間に含ませて考えてもよいとされる。(総務省人事・恩給局監修 公務員関係判例研究会編集『[官公庁]労務管理要覧』)

## 2. 勤務時間中の組合活動(組合休暇)

### <例外② 組合休暇>

職員団体の運営のために必要不可欠な業務・活動に従事する場合に取得可能な**無給の特別休暇**  
(「職務に専念する義務の特例に関する条例」、「職員の勤務時間・休暇に関する条例」等によって規定)

#### ⚠ 「組合休暇を取得できる場合」

(1968.10.15付け自治公一第35号公務員第一課長通知)

- ①登録職員団体または労働組合の規約に定める、
  - ・執行機関
  - ・監査機関
  - ・議決機関(代議員制をとる場合に限る)
  - ・投票管理機関
  - ・特定の事項について調査を行い、かつ、当該職員団体または労働組合の諮問に応ずるための機関以上の構成員として当該機関の業務に従事する場合
- ②これらの団体の加入する上部団体の上記の機関に相当する機関の業務でこれら登録職員団体または労働組合の業務と認められるものに従事する場合

組合休暇の条例・規則に「上部団体の業務に従事する場合」を規定しておくことが有効

### ～国家公務員の「短期従事制度」～

「職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動してはならない」(国公法108条の6の6項)

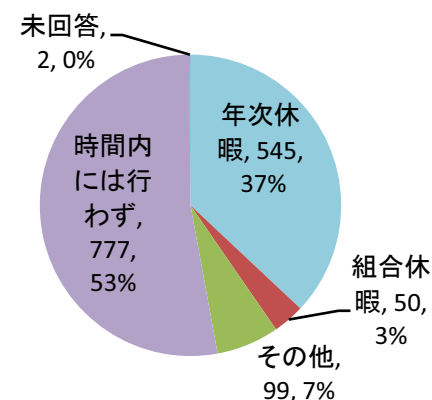
人事院規則により、勤務時間中の登録職員団体への「短期従事の許可」として1年につき30日間の職専免がうけられる。

※国公労法案においては「短期従事制度」が具体的に規定されている

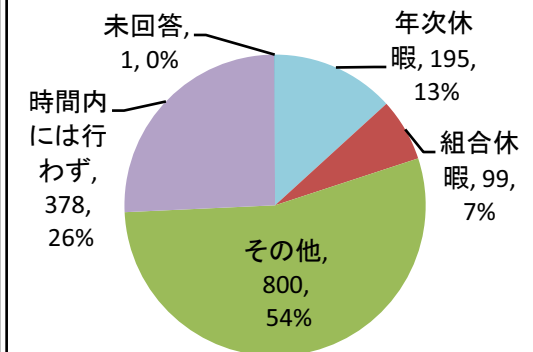
### 【参考】自治労自治体単組の時間内組合活動の状況

(第11回組織基本調査:2012年6月実施)

#### 単組の機関会議への出席



#### 交渉への出席



### 3. その他 組合休暇に関わる参考事例

#### 事例1 組合休暇の適用範囲

A県では、組合休暇について定める条例に関する通達において、組合休暇の適用範囲を定めている。また、適用範囲を広げるために、組合規約の変更も行っている。

	本部	支部	上部団体		本部	支部	上部団体
執行機関	・ 執行委員会	・ 執行委員会	・ 県職労（本部・支部）執行委員会 ・ 地公労幹事会 ・ 自治労県本部執行委員会	投票管理機関	・ 選挙管理委員会の選挙管理に係る活動	・ 選挙管理委員会の選挙管理に係る活動	・ 選挙管理委員会の選挙管理に係る活動（県職労（本部・支部））
監査機関	・ 監査権限を持つ機関	・ 監査権限を持つ機関	・ 監査権限を持つ機関（県職労（本部・支部））	諮問機関	・ 補助機関幹事会 ・ 補助機関大会 ・ 職能協議会役員会	・ 補助機関幹事会 ・ 補助機関大会	・ 県職労（本部・支部）補助機関幹事会 ・ 県職労（本部・支部）補助機関大会 ・ 県職労本部職能協議会役員会
議決機関	・ 大会 ・ 中央委員会	・ 大会 ・ 評議員会	・ 大会（県職労（本部・支部）、自治労、自治労県本部、地方連合） ・ 中央委員会（県職労本部、自治労、自治労県本部） ・ 評議員会（県職労支部、地公労）	連絡調整機関	・ 支部執行委員長・分会長会議 ・ 闘争委員会	・ 分会長会議 ・ 闘争委員会	・ 県職労本部支部執行委員長・分会長会議 ・ 闘争委員会（県職労本部・支部） ・ 県職労支部分会長会議

極力詳細に規定

#### 事例2 年休と組合休暇の使い分け

- ある単組では、運動の低下を防ぐため、1人年3日の年休を組合活動に使ってもらうことを方針化している
- 組合役員に負担のかかる機関会議とオルグについては、「組合休暇」の対象とし、賃金補償の対象としている